

重 要 事 項 説 明 書 及 び 契 約 書

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 37 号第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事 業 者 名 称	株式会社アカイシ
代 表 者 氏 名	代表取締役 赤石 忠文
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県豊岡市三宅 9 5 3 - 1 TEL : 0 7 9 6 - 2 6 - 0 1 1 3 FAX : 0 7 9 6 - 2 0 - 1 0 6 7
法人設立年月日	平成 1 9 年 7 月 3 1 日

2. ご利用事業所

1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	訪問看護ステーションリリーフ
介護保険指定 事業所番号	2 8 6 4 4 9 0 1 8 6
事業所所在地	兵庫県豊岡市高屋 1 7 9 番地コムフォート但馬 1 0 5 号
連 絡 先 相談担当者名	TEL : 0 7 9 6 - 3 7 - 8 5 5 8 FAX : 0 7 9 6 - 3 7 - 8 5 5 9 管理者 赤石 奈々
事業所の通常の 事業の実施地域	豊岡市のうち旧豊岡市、日高町、城崎町、出石町の区域

2) 事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	訪問看護ステーションリリーフが行う指定訪問看護及び、指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員、及び運営管理に関する事項を定め、事業者の看護師、その他の職員(以下「看護師等」という。)が、かかりつけ医師が指定訪問看護及び、指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護及び、介護予防訪問看護を提供します。
運営方針	1. この事業所は、利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。 2. この事業を運営するに当たっては地域との結び付きを重視し、他の保健、医療、又は福祉サービスとの密接な連携に努めます。 3. この事業は、その目的を常に明確にするとともに、その目的達成のため、職員の熱意と資質の向上に努めます。

3) 営業日時

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分
定 休 日	土・日・祝日・8月14日・年末年始(12月29日～1月3日)

※ただしサービス提供は、24時間365日(年中無休)で行う。

4) 事業所の職員体制

管理者：1名（看護師兼務）

看護師：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5人以上

3. 提供するサービスの内容及び費用について

1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭洗髪等による清潔の保持 ③ 食事（栄養）および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導、および社会資源の提供 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 看護師による訪問の場合 】

【要支援】

サービス提供時間	基本単位	利用料金 (10 割)	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護Ⅰ 1 (20 分未満)	303 単位	3,030 円	303 円	648 円	909 円
訪問看護Ⅰ 2 (30 分未満)	451 単位	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
訪問看護Ⅰ 3 (30 分以上 60 分満)	794 単位	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
訪問看護Ⅰ 4 (60 分以上 90 分満)	1090 単位	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
※訪問看護Ⅰ 5 (1 回 20 分)	284 単位	2,840 円	284 円	568 円	852 円

○夜間(18：00～22：00)または早朝(6：00～8：00)の訪問の場合、上記単位数の 25%増

○深夜(22：00～ 6：00)の訪問の場合、上記単位数の 50%増

【要介護】

サービス提供時間帯		基本単位	利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
				20 分未満		
昼間	看護師	314	3,140 円	314 円	628 円	942 円
	准看護師	283	2,830 円	283 円	566 円	849 円
早朝 夜間	看護師	393	3,930 円	393 円	841 円	1,179 円
	准看護師	354	3,540 円	354 円	757 円	1,062 円
深夜	看護師	471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
	准看護師	425	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		30 分未満				
昼間	看護師	471	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
	准看護師	424	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円
早朝 夜間	看護師	589	5,890 円	589 円	1,178 円	1,767 円
	准看護師	530	5,300 円	530 円	1,060 円	1,590 円
深夜	看護師	707	7,070 円	707 円	1,414 円	2,121 円
	准看護師	636	6,360 円	636 円	1,272 円	1,908 円
		30 分以上 1 時間未満				
昼間	看護師	823	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
	准看護師	741	7,410 円	741 円	1,482 円	2,223 円
早朝 夜間	看護師	1029	10,290 円	1,029 円	2,058 円	3,087 円
	准看護師	926	9,260 円	926 円	1,852 円	2,778 円
深夜	看護師	1235	12,350 円	1,235 円	2,470 円	3,705 円
	准看護師	1112	11,120 円	1,112 円	2,224 円	3,336 円
		1 時間以上 1 時間 30 分未満				
昼間	看護師	1128	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
	准看護師	1015	10,150 円	1,015 円	2,172 円	3,045 円
早朝 夜間	看護師	1410	14,100 円	1,410 円	3,017 円	4,230 円
	准看護師	1269	12,690 円	1,269 円	2,715 円	3,807 円
深夜	看護師	1692	16,920 円	1,692 円	3,620 円	5,076 円
	准看護師	1523	15,230 円	1,523 円	3,259 円	4,569 円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

【 理学療法士等による訪問の場合 】

	基本単位	利用料金	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
			1 回 (20 分) から 2 回 (20 分×2) まで		
昼間	294	2,940 円	294 円	588 円	882 円
早朝/夜間	368	3,680 円	368 円	736 円	1,104 円
深夜	441	4,410 円	441 円	882 円	1,323 円
			3 回 (20 分×3) から		
昼間	265	2,650 円	265 円	530 円	795 円
早朝/夜間	331	3,310 円	331 円	662 円	993 円
深夜	398	3,980 円	398 円	796 円	1,194 円

※理学療法士等による訪問

- ・ 理学療法士等による訪問看護を 1 日に 2 回を超えて実施する場合 (60 分/1 日)
上記単位数の 90/100
- ・ 理学療法士等による介護予防訪問看護を 1 日に 2 回を超えて実施する場合 (60 分/1 日)
上記単位数の 50/100
- ・ 理学療法士等による介護予防訪問看護を利用開始日から 12 月を越えて利用する場合
5 単位減/1 回
- ・ 理学療法士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えており、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算を、算定していない場合 8 単位減算

【加算項目】

加算	基本 単位	利用料金	利用者負担額			算定回数等
			1 割	2 割	3 割	
緊急時訪問看護加算 (Ⅰ)	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 月に 1 回
緊急時訪問看護加算 (Ⅱ)	574	5,740 円	574 円	1,148 円	1,722 円	
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 月に 1 回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
ターミナルケア加算	2500	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上 ターミナルケアを 行った場合。 (死亡月に 1 回)
訪問看護初回加算 (Ⅰ)	350	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	初回のみ
訪問看護初回加算 (Ⅱ)	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	初回のみ
退院時共同指導加算	600	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	1 回あたり
看護・介護職員 連携強化加算	250	2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 月に 1 回
複数名訪問加算 (Ⅰ) ※30 分未満	254	2,540 円	254 円	508 円	762 円	複数の看護師等が 同時に実施した場合 30 分未満/1 回
複数名訪問加算 (Ⅰ) ※30 分以上	402	4,020 円	402 円	804 円	1,260 円	複数の看護師等が 同時に実施した場合 30 分以上/1 回
複数名訪問加算 (Ⅱ) ※30 分未満	201	2,010 円	201 円	402 円	603 円	看護師等が看護補助 と同時に実施した場 合、30 分未満/1 回
複数名訪問加算 (Ⅱ) ※30 分以上	317	3,170 円	317 円	634 円	951 円	看護師等が看護補助 と同時に実施した場 合、30 分以上/1 回
長時間訪問看護加算	300	3,000 円	300 円	600 円	900 円	1 回あたり
看護体制強化加算 (Ⅰ)	550	5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円	1 月に 1 回
看護体制強化加算 (Ⅱ)	200	2,000 円	200 円	400 円	600 円	1 月に 1 回

□緊急時訪問看護加算

月の第一回目に介護保険の訪問看護を行った日の所定単位数として加算します。

◇算定要件

- ・計画していた訪問以外の緊急時の訪問ができる体制にあること
- ・都道府県に届け出ていること

□緊急時訪問看護加算（Ⅰ）

次の1.2の項目の全てを満たす場合、同意を得て加算します。

1. 利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時（24時間365日）連絡、対応できる体制にあること
2. 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること

□緊急時訪問看護加算（Ⅱ）

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の1の項目を満たす場合、同意を得て加算します。

※ 早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）の時間帯に訪問看護を提供した場合、1回につき、単位数の25%増とします。

ただし、緊急訪問間加算を算定している場合は、1月以内の2回目以降の上記時間帯の緊急訪問に加算します。

※ 深夜（22：00～6：00）の時間帯に訪問看護を提供した場合、1回につき、単位数の50%増
ただし、緊急訪問間加算を算定している場合は、1月以内の2回目以降の上記時間帯の緊急訪問に加算します。

□特別管理加算

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

特別管理加算（Ⅰ）重症度等の高い場合	特別管理加算（Ⅱ）
☐ 在宅麻薬等注射指導管理 ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 ☐ 在宅気管切開患者指導管理 ☐ 気管カニューレを使用している状態 ☐ 留置カテーテルを使用している状態	☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理 ☐ 在宅血液透析指導管理 ☐ 在宅酸素療法指導管理 ☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理 ☐ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ☐ 在宅自己導尿指導管理 ☐ 在宅人工呼吸器指導管理 ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ☐ 在宅自己疼痛管理指導管理 ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 ☐ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ☐ 真皮を超える褥瘡の状態 ☐ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定

□ターミナルケア加算

在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

「末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

○末期の悪性腫瘍	○多発性硬化症	○重症筋無力症	○スモン	○筋萎縮性側索硬化症
○脊髄小脳変性症	○ハンチントン病	○進行性筋ジストロフィー症	○パーキンソン病	関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））
○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）				
○プリオン病	○亜急性硬化性全脳炎	○ライソゾーム病	○副腎白質ジストロフィー	
○脊髄性筋萎縮症	○球脊髄性筋萎縮症	○慢性炎症性脱髄性多発神経炎	○後天性免疫不全症候群	○頸髄損傷
○人工呼吸器を使用している状態	○急性増悪	○その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態		

□初回加算（Ⅰ）

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を提供した場合に加算します。初回加算（Ⅱ）を算定している場合は算定しません。

□初回加算（Ⅱ）

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。初回加算（Ⅰ）を算定している場合は算定しません。

□退院時共同指導加算

入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

□看護・介護職員連携強化加算

たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

□複数名訪問看護加算

◇対象者

- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ・利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
- ・その他利用者の状況から判断して、上記に準ずると認められる者

□複数名訪問看護加算Ⅰ

利用者やその家族から同意を得て、同時に 2 人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）による訪問看護を行う場合に加算します。

□複数名訪問看護加算Ⅱ

利用者やその家族から同意を得て、同時に 1 人の看護師等と 1 人の看護補助者による訪問看護を行う場合に加算します。

□長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

□サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、兵庫県に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。

※ 主治医(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】

上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

医療保険からの訪問看護サービスを利用する場合の自己負担額は、利用者がお持ちの健康保険受給者証の負担割合です。

初回の訪問時に保険証や限度額管理表を確認させていただきます。

主たる保険以外にも使用できる公費の受給者証がありますので一緒にご提示下さい。また、保険証が変更になった場合は、早急にご提示下さい。

効率的な訪問が可能な同一建物内利用者が同一日に3人以上の場合は、訪問看護療養費・複数回訪問看護加算・複数名訪問看護加算の料金が減算になります。

《負担額計算方法》

①管理療養費 + ②基本療養費（医療もしくは精神医療） + ③加算（該当項目のみ）

【①管理療養費：医療・精神医療】

管理療養費		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費 月の初日の訪問の場合 (届けにより1つのみ算定)	機能強化型訪問看護 管理療養費1	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
	機能強化型訪問看護 管理療養費2	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
	機能強化型訪問看護 管理療養費3	8,700円	870円	1,740円	2,610円
	1～3以外の場合	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 月の2日目以降の訪問の 場合	訪問看護管理療養費1	3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費2	2,500円	250円	500円	750円

※月の初日の管理療養費は届出の状況により変動することがあります。予めご了承下さい。

【②基本療養費：医療】

基本療養費 項目		利用料金 (円/回)	利用者負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,655 円
	看護師 週4日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師 週3日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師 週4日目以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき) 理学療法士等による訪問看護		5,550 円	555 円	1,110 円	1,655 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物に居住する複数の利用者、同一日に2人)	看護師 週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,655 円
	看護師 週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師 週 3 日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
	准看護師 週 4 日目以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) 理学療法士・作業療法士の場合(同一建物に居住する複数の利用者、同一日に2人)		5,550 円	550 円	1,110 円	1,655 円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

※効率的な訪問看護が可能な同一建物内利用者が同一日に3人以上の場合は、訪問看護の基本療養費・複数回訪問看護加算・複数名訪問看護加算の料金が減算になります。

【②基本療養費：精神医療】

基本療養費 項目				利用料金 (円/回)	利用者負担額		
					1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ (1日につき)	看護師 週3日目 まで	30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,655円
		30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
	看護師 週4日目 以降	30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師 週3日目 まで	30分以上		5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満		3,870円	387円	774円	1,161円
	准看護師 週4日目 以降	30分以上		6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満		4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一建物への 訪問	看護師 同一日 2人	週3日目 まで	30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,655円
			30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		週4日目 以降	30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
			30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師 同一日 2人	週3日目 まで	30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		週4日目 以降	30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
			30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ ※在宅療養に備 えた外泊時	入院中に1回 ※厚生労働大臣が定める 疾病等は入院中に2回			8,500円	850円	1,700円	2,550円

【 ③加算 ： 医療・精神医療（病状によって下記の料金が加算されます） 】

加算項目			利用料金	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
24時間対応体制加算（1月あたり）			6,800 円	680 円	1,360 円	2,024 円
緊急訪問看護加算 （1日につき）	14日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
	15日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算 （1月につき）	Ⅰ		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	Ⅱ		2,500 円	250 円	500 円	750 円
難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1日3回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
長時間訪問看護加算（90分超/週1回まで）			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
複数名訪問看護 加算	看護師 2人以下	1日に1回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	看護師と 准看護師	1日に1回	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護師と 看護補助者	1日に1回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		1日に2回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		1日に3回以上	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
夜間・早朝訪問看護加算（1回につき） 夜18時～22時まで/早朝6時～8時まで			2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜訪問看護加算（22時～6時まで）			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
退院時共同指導加算 （退院日の翌日以降初日に加算）			8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算			2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日に加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	※長時間（90分以上）の場合		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算（1回あたり/月1回まで）			3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （1回あたり/月2回まで）			2,000 円	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算（月1回）			2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護医療DX情報活用加算（1月あたり）			50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護情報提供療養費 1.2.3（月1回）			1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費Ⅰ（死亡月1回）			25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

□24 時間対応体制加算

24 時間連絡をできる体制にあり、緊急時及び必要に応じて、電話相談または訪問看護を利用することができます（訪問時には別途料金がかかります）。利用者又はその家族等の同意を得た場合に月に 1 回加算されます。ご相談の有無にかかわらず負担金が必要です。

緊急訪問を行った場合、さらに緊急訪問看護加算が加算されることがあります。

※ 介護保険の利用者に特別訪問看護指示書が発行され、医療保険になる場合は、介護保険の「緊急時訪問看護加算」は算定しませんが、医療保険での加算を算定します。

□特別管理加算

指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算されます。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

特別管理加算（Ⅰ）重症度等の高い場合	特別管理加算（Ⅱ）
☐ 在宅麻薬等注射指導管理 ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 ☐ 在宅気管切開患者指導管理 ☐ 気管カニューレを使用している状態 ☐ 留置カテーテルを使用している状態	☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理 ☐ 在宅血液透析指導管理 ☐ 在宅酸素療法指導管理 ☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理 ☐ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ☐ 在宅自己導尿指導管理 ☐ 在宅人工呼吸器指導管理 ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ☐ 在宅自己疼痛管理指導管理 ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 ☐ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ☐ 真皮を超える褥瘡の状態 ☐ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定

□退院時共同指導加算

退院または介護老人保健施設の退所にあたって、訪問看護師が入院・入所先に出向き、在宅療養生活について医師及び看護師等が指導を行った場合、退院、退所後の初回の訪問看護の際に 1 回（特別な場合は 2 回）加算されます。

◇特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□退院支援指導加算

退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合加算されます。

□在宅患者連携指導加算

利用者・その家族から同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、訪問歯科診療を実施している医療機関、訪問薬剤管理指導を実施している調剤薬局等の医療関係職種間で、月 2 回以上、文書により情報共有を行い、それを基に療養上必要な指導を行った場合に加算されます。

□在宅患者緊急時等カンファレンス加算

在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、保険医療機関の医師の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護師が参加して、共同で指導を行った場合に加算されます。(月2回まで)

□看護・介護職員連携強化加算

たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

□訪問看護医療DX情報活用加算

電子資格確認により、利用者の診療情報等を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に月1回に限り加算されます。

□難病等複数回加算

厚生労働大臣が定める疾病等(別表1、2)の利用者、特別訪問看護指示書が交付された利用者で、1日に2回または3回以上の訪問看護を行った場合に加算されます。

表1

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病 関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)) ○多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群) ○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症 ○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷 ○人工呼吸器を使用している状態
--

表2

- | |
|---|
| ① 在宅麻薬等注射等指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
③ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
④ 真皮を超える褥瘡の状態
⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 |
|---|

□長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算されます。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

□複数名訪問看護加算

下記の該当者となる利用者に、同時に複数の看護師等が訪問看護を行ったときに加算されます。

- イ 別表 1 に掲げる者（厚生労働大臣の定める疾病等）
- ロ 別表 2 に掲げる者（特別管理加算の対象者）
- ハ 特別訪問指示書による訪問看護を受けている者
- ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ホ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者（看護補助者の場合に限る）
- ヘ その他利用者の状況から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る）

□ターミナルケア療養費

在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算されます。

4. その他の費用について（保険適用外 全額自己負担）

1）介護保険

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域内の場合は無料です。実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、実施地域を超えた地点から自宅まで片道 1 キロメートルにつき 50 円の交通費を請求いたします。なお、有料駐車場を使用した場合は実費を請求いたします。	
② 衛生材料	実費相当額	
③ ご遺体ケア料	ご遺体をケアさせていただいた場合、 10,000 円（税別）	
④ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日午後 5 時までのご連絡の場合	無料
	前日午後 5 時以降にご連絡の場合	5,000 円

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

2）医療保険

① 交通費	利用者の居宅が旧豊岡市の場合、月に 500 円の交通費を請求いたします。 利用者の居宅が旧豊岡市以外の場合、月 1,000 円の交通費を請求いたします。 なお、有料駐車場を使用した場合は実費を請求いたします。
② 衛生材料	実費相当額
③ ご遺体ケア料	ご遺体をケアさせていただいた場合、 10,000 円（税別）
④ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

	前日午後 5 時までのご連絡の場合	無料
	前日午後 5 時以降にご連絡の場合	5,000 円
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5. 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 26 日までに、いずれかの方法によりお支払い下さい。 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。） （ア）利用者指定口座からの自動振替 （イ）事業者指定口座への振り込み （ウ）現金支払い

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6. 訪問看護利用に当たっての留意事項

利用者及び家族におかれては、以下の点にご留意頂き、訪問看護の円滑な提供にご協力下さい。

- 1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 2) 介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 3) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- 4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

5) 看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

6) 医療保険の訪問看護の対象者

末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものの疾病等の患者及び医療保険の精神科訪問看護の利用者は、医療保険の訪問看護の対象者となるため、介護保険の訪問看護は利用できません。この場合には、事業所にご相談下さい。

7) 主治医の特別指示がある場合

主治医が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（特別指示書の交付）を行った場合は、交付の日から14日間を限度として医療保険の対象となるため、この間、介護保険の訪問看護は利用できません。この場合には、事業所とご相談下さい。

8) 他の訪問看護ステーションを利用する場合

他の訪問看護ステーションを利用する場合は、サービスの調整等が必要になりますのでお知らせ下さい。

9) 利用者の病状及び心身の状態等に関する正確な情報のご提供

利用者の病状及び心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、これらにつきできるだけ正確な情報をご提供下さい。

10) 電気、ガス又は水道等の無償使用

(1) 看護師等が、訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要があるときは、無償で使用させていただきます。

(2) 看護師等が、訪問看護の提供に関して事業所等に連絡する必要があるときは、無償で電話を使用させていただきます。

11) 訪問看護の利用の中止（キャンセル）の場合のご連絡

利用者側のご都合により、特定の日時における訪問看護の利用を中止（キャンセル）する場合は、中止する日の前営業日の午後5時までにご連絡下さい。但し、利用者の緊急の入院その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。なお、月曜日の利用を中止する場合は、土・日曜日は営業日ではないので、金曜日が前営業日になります。同様に1月4日の利用を中止する場合は、前年の12月28日が前営業日となります。

12) サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、30分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください。

13) 代行訪問・振替訪問に関して、基本的には定期日時でスケジュールを組んでおりますが、担当者や業務の都合上、振替訪問及び代行者による訪問をご依頼する事がありますので、ご了承ください。

14) 当事業所では、研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。尚、予めご了解をいただいてからの実施とし、別途料金もかかりませんので、よろしくお願いいたします。

15) 担当者の変更に関して、職員の異動や他のご利用者様のスケジュール等、業務上の理由により担当者の変更をご提案させていただく場合があります。

16) 禁止行為

(1) 利用者またその家族のよる看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

- ① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
- ② 看護師等の指摘・指示を無視すること
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと

- ④ 不必要な身体への接触
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
- ⑫ 一方的に恫喝すること
- ⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
- ⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

(2) 事業所職員の禁止行為

事業所職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 訪問看護契約の契約期間

訪問看護契約の契約期間は、訪問看護契約で定めた日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。契約期間の満了により、訪問看護契約は終了します。ただし、契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、同一の条件で契約は自動更新されるものとします。更新後も同様とします。

8. 訪問看護契約の終了

1) 訪問看護契約の当然終了

契約期間中であっても、訪問看護契約は、次に掲げる事由によって当然に終了します。

- (1) 利用者の要介護状態区分が、自立又は要支援と判定されたこと
- (2) 主治医が訪問看護の必要性がないと認めたこと
- (3) 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは療養病床に入所又は入院したこと
- (4) 利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始したこと
- (5) 利用者の死亡
- (6) 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったこと
- (7) 事業所が介護保険法に基づきその指定を取り消されたこと

2) 利用者の契約解除による終了

利用者は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して7日前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。但し、利用者は、次に掲げるいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができます。

- (1) 利用者が入院したとき
- (2) 事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反したとき

(3) その他やむを得ない事由があるとき

3) 事業者の契約解除による終了

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができます。

- (1) 利用者が利用料等の支払いを2か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったとき
- (2) 利用者又は家族が前記禁止行為の頁のいずれかを行った場合であって、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき

4) 事業の廃止等を理由とする事業者の契約解除による終了

事業者は、訪問看護事業の廃止、休止又は縮小（営業地域の縮小を含む。）をするときは、訪問看護契約を終了させる日から起算して少なくとも30日前に解除の申し入れを行うことにより、訪問看護契約を解除することができます。

5) 契約終了の際の連携等

事業者は、訪問看護契約の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めます。

9. 担当する看護職員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員等の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名：管理者 赤石 奈々
	イ 連絡先電話番号：0796-37-8558
	同FAX番号：0796-37-8559
	ウ 受付日及び受付時間：8：30～17：00

※ 担当する看護職員等は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 赤石 奈々
虐待防止に関する担当者	看護職員 赤石 奈々

- 2) 成年後見制度の利用を支援します。
- 3) 苦情解決体制を整備しています。
- 4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 6) 虐待の防止のための指針を作成します。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	イ) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ロ) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提
--------------------------	---

	供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ハ) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 二) 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	イ) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ロ) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ハ) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 2. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【主治医】	医療機関名： 氏名： 電話番号：
【家族等緊急連絡先】	氏名： 続柄： 住所： 勤務先： 電話番号： 携帯電話：

1 3. ご希望があった場合には、利用者に連絡するものと同様の通知をご家族等へも行います。

1 4. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市役所（保険者）の窓口】 豊岡市役所 高年介護課	電話番号：0796-24-2401 受付時間：8:30～17:00（土日祝は休み）
-------------------------------------	--

【居宅支援事業所の窓口】	事業所名： 所在地： 電話番号： 担当介護支援専門員：
--------------	--------------------------------------

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：公益社団法人 日本訪問看護財団 保険名：あんしん総合保険制度 補償の概要：訪問看護業務中、万一利用者やその家族等の第三者にケガをさせたり、他人の財物を損壊させてしまった場合に、事業者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
--

15. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17. 居宅介護支援事業者等との連携

- 1) 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18. サービス提供の記録

- 1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日・内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、その完了の日から5年間保存します。
- 3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

19. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- 2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- 3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

20. 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- 4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

21. サービス提供に関する相談、苦情について

1) 苦情処理の体制及び手順

(ア) 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ① 苦情原因の把握
- ② 検討会の実施
- ③ 相談・報告

2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーションリリーフ 管理者 赤石 奈々	所在地：兵庫県豊岡市高屋179番地 コムフォート但馬105号 電話番号：0796-37-8558 FAX 番号：0796-37-8559 受付時間：8：30～17：00
【市役所（保険者）の窓口】 豊岡市役所 高年介護課	電話番号：0796-24-2401 受付時間：8：30～17：00（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号：078-332-5601 受付時間：8：45～17：15 （土日祝、年末年始休み）

22. 身体拘束等の禁止

当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わないものとします。

当事業所は、やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

当事業所は、訪問看護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

なお、この重要事項説明書の内容に変更が生じる場合は、利用者に対してその内容を書面にて通知しご説明します。

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日 時 分
この重要事項説明書の説明場所	ご利用者様の自宅 ・ 事業所 ・ その他（ ）

事業者	所在地	兵庫県豊岡市三宅 9 5 3 番地 1
	法人名	株式会社アカイシ
	代表者名	代表取締役 赤石 忠文
	事業所名	訪問看護ステーションリリーフ
	事業所所在地	兵庫県豊岡市高屋 1 7 9 番地 コムフォート但馬 1 0 5 号
	説明者氏名	

私は、本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	
	続柄	

契約書

____様（以下「利用者」といいます。）と株式会社アカイシ（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護について、契約します。

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令及び老人保健法・健康保険法の趣旨にしたがって、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
- 2 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は____年____月____日から始まります。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。
- 3 介護保険を利用する場合、要介護認定、または要支援認定（以下「要介護認定」といいます。）を受けている利用者はその有効期間満了までとします。

第3条（訪問看護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は、重要事項説明書記載のとおりです。事業者は訪問看護の内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、訪問看護師を利用者の居宅に派遣し、重要事項説明書に記載した内容の訪問看護を提供します。
- 3 訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容、または介護保険適用の範囲、健康保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の重要事項説明書を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

第4条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額を翌月の26日に振替口座より引き落としさせていただきます。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第5条（利用者の留意事項）

利用者は、重要事項説明書記載の各留意事項に従い、訪問看護を利用するものとします。

第6条（訪問看護契約の当然終了）

本契約は、前条の契約期間中であっても、重要事項説明書記載のとおり、次の各号の事由が生じた時は、当然に終了します。

- ① 利用者の要介護状態区分が、自立又は要支援と判定されたこと
- ② 主治医が訪問看護の必要性がないと認めたこと
- ③ 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは療養病床に入所又は入院したと
- ④ 利用者が認知症対応型共同生活介護の利用を開始したこと
- ⑤ 利用者の死亡
- ⑥ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になったこと
- ⑦ 事業所が介護保険法に基づきその指定を取り消されたこと

第7条（利用者の契約解除による終了）

利用者は、重要事項説明書記載のとおり、訪問看護契約を終了させる日から起算して7日前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。但し、利用者は、次の各号のいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができます。

- ① 利用者が入院したとき
- ② 事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反したとき
- ③ その他やむを得ない事由があるとき

第8条（事業者の契約解除による終了）

事業者は、重要事項説明書記載のとおり、次の各号のいずれかの場合には、訪問看護契約を解除することができます。

- 1 利用者が利用料等の支払いを2か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったとき。
- 2 利用者又は家族が前記の禁止行為の頁のいずれかを行った場合であって、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になったとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業者は、重要事項説明書記載のとおり、訪問看護事業の廃止、休止又は縮小（営業地域の縮小を含む。）をするときは、訪問看護契約を終了させる日から起算して少なくとも30日前に解除の申し入れを行うことにより、訪問看護契約を解除することができます。

第9条（契約終了の際の連携等）

事業者は、重要事項説明書記載のとおり、訪問看護契約の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めるものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者は、重要事項説明書記載のとおり、その職員又は職員であった者が、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないよう、必要な措置を講じるものとします。本契約が終了した後も同様とします。
- 2 事業者は、重要事項説明所記載のとおり、利用者又はその家族の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第 1 1 条（緊急時の対応）

事業者は、重要事項説明書記載のとおり、サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

第 1 2 条（事故発生時の対応）

事業者は、訪問看護の提供により事故が発生した場合には、重要事項説明書記載のとおり、必要な措置を講じるものとします。

第 1 3 条（損害賠償責任）

事業者が本契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、重要事項説明書記載のとおり、事業者は、利用者に対し、その損害を速やかに賠償するものとします。ただし、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとします。

第 1 4 条（苦情への対応）

事業者は、重要事項説明書記載のとおり、訪問看護の提供に関する苦情に対応するものとします。

第 1 5 条（サービス提供の記録）

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日・内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、その完結の日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 4 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業所の双方が署名の上、それぞれが1通ずつを保管するものとします。(ただし、利用者の身体上、または精神上の障害のために代理人を選定する必要があると認められる場合には、各記名欄に記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。)

契約締結日 年 月 日

事業者 法人名 株式会社アカイシ

所在地 兵庫県豊岡市三宅 953 番地 1

代表者名 代表取締役 赤石 忠文

事業所 名称 訪問看護ステーションリリーフ

所在地 兵庫県豊岡市高屋 1 7 9 番地 コムフォート但馬 1 0 5 号

代表者 管理者 赤石 奈々

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____

代理人（※代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____

(続柄 _____)